

11月は児童虐待防止推進月間



「もしかして?」ためらわないで! 189 (いちはやく) (令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語)

問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX229-3451

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。多様な家族形態や社会的背景の中で、家庭が本来の機能を果たせず虐待につながる場合も多く、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待とは

- 身体的虐待**
 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待**
 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト**
 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなど
- 心理的虐待**
 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV:ドメスティック・バイオレンス)など

児童虐待を防ぐために

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所や市の窓口へ連絡してください。市では通告を受けると、関係機関と連携して情報の収集・支援方法を検討し、家庭訪問をするなど協力して家庭支援を行います。

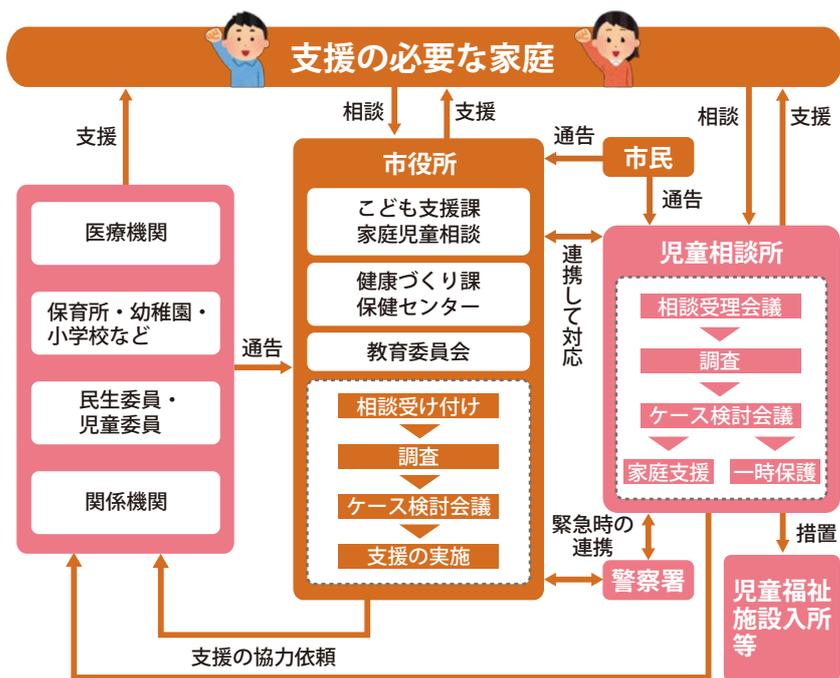
虐待の危険性が高い場合は、子どもを児童相談所で一時的に保護するなど、児童相談所、警察署等と連携して対応します。

体罰等によらない子育てを広げましょう

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に悪影響が生じる可能性があります。

体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含め、社会全体で取り組んでいきましょう。

虐待防止のための体制



児童虐待・家庭児童相談窓口

- 虐待を受けたと思われる子どもがいる
 - 自分自身が出産や子育てに悩んでいる
 - 子育てに悩む親がいる
- ※相談は、匿名でも行うことができます。相談者や相談内容に関する秘密は守ります。

児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

ところ	電話番号	ところ	電話番号
こども支援課	☎229-3284	香良洲総合支所市民福祉課	☎292-4302
家庭児童相談(こども支援課内)	☎229-7830	一志総合支所市民福祉課	☎293-3003
久居総合支所福祉課	☎255-8831	白山総合支所市民福祉課	☎262-7015
河芸総合支所市民福祉課	☎244-1703	美杉総合支所市民福祉課	☎272-8084
芸濃総合支所市民福祉課	☎266-2515	三重県中勢児童相談所	☎231-5666
美里総合支所市民福祉課	☎279-8116	津警察署	☎213-0110
安濃総合支所市民福祉課	☎268-5516	津南警察署	☎254-0110